

退職後給付(年金)に係るリサーチプロジェクト及び解釈指針委員会の動向

IASB 客員研究員 みうら あけみ
三浦 朱美

前号で少し触れたが、退職後給付(年金)に係るリサーチプロジェクトについて背景とともに、スタッフとしての計画(調査スコープ、アプローチ等を含む)を9月のIASB会議にて説明し、概ね計画に沿って進める旨、ボードから了承を得たため、解説したい。

また、IFRS 解釈指針委員会(以下「解釈指針委員会」という。)関連の担当業務状況についても簡単にアップデートする。

なお、文中の意見にわたる部分はすべて筆者の個人的見解である。

1. 退職後給付(年金)に係るリサーチプロジェクト

① 調査計画

2011年のIAS第19号改訂では、測定全般の論点は改訂対象外として対応せず、次フェイズ以降の検討としていた。本リサーチプロジェクトは、測定に関する論点を主に扱う予定である。本プロジェクトは、重要だが、解決が困難で複雑なため時間がかかることが予想されており、Longer-termのプロジェクトに分類されている。プロジェクトを開始しているが、Discussion Paperを出すかは未定であり、Research Paperを出す方向でまずは検討している。Discussion Paperを出す場合は数年以上か

かることは想定される。スタッフとしても性急に改訂提案するより、まずは概念的に健全かつフィージブルな測定モデルがあり得るかの検討と、年金制度のトレンドについての実態把握をしていきたいと考えている。

測定を広く検討することから、割引率や期間配分といった論点も自然にカバーされるべきと考えている。また、測定の変更を検討するには「表示(特に損益表示等)」の問題の検討もついでとを考えている。

なお、解釈指針委員会で議論しているような短期的な改善(基準のメンテナンス)は本リサーチの主要スコープに関係しないのであれば、別途、進めるべきと考えている。また、本リサーチの主要スコープに関係しないが重要な問題については、2011年改訂についての適用後レビューを行うことも考えられるが、本リサーチと将来的に統合していくようなかたちでの情報要請等を行う可能性も想定している。

② 背景

前号で「拠出ベース約定」について少し解説したが、確定拠出制度と確定給付制度の中間的特性を持つ制度(ハイブリッド型の制度)に関する測定についての論点等がリサーチのスコープに含まれる。こうしたハイブリッド型の制度では、投資リスク等の年金リスクの一部が従業

員側に帰属し得るが、拠出に対する最低リターン保証等を通じ、企業にもリスクが残っている。企業にリスクが残っていることから、IAS第19号上は確定拠出制度には分類されず、定義上は確定給付制度となる。しかし、IAS第19号における確定給付制度の測定原則は、リスクが企業に帰属する伝統的な確定給付制度を前提としていることもあり、ハイブリッド型の制度にIAS第19号における測定原則をあてはめていくと、直感に反する測定結果になってしまうことが起きる。

たとえば、典型例としては、拠出額の運用結果と連動して給付が決まるが、企業による利回保証等を通じて企業にリスクが残っているケースがある。確定拠出制度に近い性質だが基準上は確定拠出制度の定義を満たせないため、確定給付制度に分類されることになる。IAS第19号にしたがって、資産の予想利回（たとえば株式を含む運用にて4%等）で給付を予測し、IAS第19号の要求する割引率（たとえば2%の優良社債）で現在価値を計算していくと、多額の債務を計上することになり、実態に合った測定結果にならないことがある（制度資産については公正価値で測定されて債務とネットするのだが、測定属性が制度資産と債務で異なるため、財政状態計算書に計上される金額は、さらに理解困難なものとなる。）。また、IAS第19号独特の期間配分等を行うこと等もあり、年金債務の測定属性は概念的に説明しづらい特有のものとなっている。割引率の研究プロジェクトにおける調査にも端的に現れているが、割引率に対するリスクの織り込み方も、他基準と比べてIAS第19号はきわめて特殊である（IAS第19号では原則として優良社債を使用する。この結果、先述のように、制度間のリスクの相違が割引率に反映されず、測定結果にもうまく反映されないこととなる。）。

本テーマはIFRICによる2004年のD9提案

や、2008年当時のIASBによるディスカッションペーパー（IAS第19号「従業員給付」の改訂に関する予備的見解）における提案など、10年間以上にわたり、IASBと解釈指針委員会のどちらもが検討・提案は行いながらも解決できずにきた非常に困難な問題である。「現状のIAS第19号の測定原則の例外の範囲を設定するようなブライトライン・アプローチは困難。」というのが解釈指針委員会での議論から示唆された点であるが、一方で、コストや運用可能性の観点から問題になり得る改善もすぐに受容されにくいことは過去の検討やコメントの歴史から見えている。

③ 調査検討対象

スタッフとしては、ブライトライン・アプローチ（ハイブリッド型の制度にのみ対応した新しい分類や例外措置を設けるといった狭い方法）を完全に捨てたわけでもないし、最終的に改訂を提案するのであればコスト等の観点から何らかの緩和措置を設けることはあり得るが、リサーチとしては、まずは幅広くシングルモデルで、純粋な確定拠出制度から確定給付制度まで債務をより適切に測定できないか検討したいと思っている。そもそも今のIAS第19号が、概念的に説明しづらいことも多くの関係者が感じており、概念フレームワークの観点からもさまざまなかたちで議論されてきた基準であり、より本質的な検討が必要だと考えている（概念フレームワークや他基準との測定の整合性をIAS第19号に完璧に求めるつもりもないし、そのような試みは不可能と思っている。しかし、理論的整理は望ましいとともに、今の基準に問題があるのであればIAS第19号の今の測定に固執して正当化する必要もないという趣旨である。）。ブライトライン・アプローチは米国財務会計基準審議会（FASB）も解釈指針委員会も検討の結果、あきらめたものであり、同じ

アプローチを繰り返しても議論が進みにくいだらうと考えている。

米国や日本も含めた法域でも、リスクのほとんど全てが企業に帰属する伝統的な確定給付制度が企業の大きな負荷となる一方、単純な確定拠出制度への移行は規制・従業員保護の観点から困難なケースが多く、ハイブリッド型の制度の比率は増加していく可能性も高い。伝統的な確定給付制度の比率が下がり、ハイブリッド型の制度の比率が増加していけば、(今すぐは不明だが)将来的にはいつかの時点で、幅広い本質的な測定の見直しが妥当とも考えられるように思う。今回のリサーチでは、まずIAS第19号の現行の測定が問題となり得るハイブリッド型の制度(数理リスクや投資リスクが企業か従業員のどちらかにのみ純粋に帰属するわけではない制度)がどの程度あるのかを定量的に把握していきたいと思う。なお、日本のキャッシュバランスプランは国債等をベンチマークにしていることもあり、日本の関係者は欧米ほど大きな違和感を現状では感じていない可能性は承知しているが、概念的には同様の問題がある。IAS第19号は優良社債を割引率として使用する原則なので、前述の事例で言えば、社債と国債の割引率の差が影響してくるし、株式インデックスを使用する制度が出てくれば、前述の事例と同様に違和感ある測定結果になり得る。年金は長期にわたるため、僅かな利回りの差でも大きな金額影響となってしまう。

概念的により健全かつ過度にコストリー・複雑ではない測定モデルが開発できるとともに、ハイブリッド型の制度の比率が高まっていくことが確認できるのであれば、ブライトラインを引くのではなく、年金債務の測定全体を見直す改善によるベネフィットはコストを上回りやすくなると思われる。

④ 具体的な進め方

モデルの検討にあたっては、まずは理論的なモデル検討を行いつつ、フィージビリティやコスト等について、各専門家へのインタビュー等を通じて検討していきたいと考えている。また、先述の年金制度についてのトレンド(各国統計等含む)も適宜、入手・整理していくことになる。

なお、年金の債務測定やスキームは複雑であるため、制度についての一定の開示はされているが、金額的影響についてはしばしば数理人等の専門家以外にはブラックボックスに近いことも多く、問題自体が関係者に見えていない可能性が高い(「投資家から既に概ね見えている問題」よりも、投資家の判断を誤らせている可能性が高いように思う)。まずは議論するためのモデルの検討や現状整理が必要になるが、関係者への説明・議論も重要になっていくと考えている。

⑤ 9月IASB議論

9月のIASB Updateに記載のとおり、ボードからは概ねスタッフの進め方に賛同してもらえた(重要かつ困難な問題であり、時間をかけてよいといった意見もいただいた。Discussion Paperを出すべきか自体もリサーチの中でアセスしていくが、いずれにしても時間のかかる取組みになろう)。

詳細は9月のIASBにて議論対象となったアジェンダペーパー8Cと2014年9月のIASB Updateを参照いただきたい。

- Agenda paper 8C : <http://www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/IASB/2014/September/AP08C-Research%20project.pdf>
- IASB Update : <http://www.ifrs.org/Updates/IASB-Updates/Pages/IASB-Updates.aspx>

2. 解釈指針委員会関連の議論

解釈指針委員会においては年金関連の継続案件を担当している他、年金関連の新規論点（長寿スワップ）も11月に議論した。また、IAS第12号「法人所得税」：不確実な税務ポジションの測定という論点も11月から引き継ぐこととなった。以下、簡単に各状況をお伝えする。詳細は、また機会を見て、ご紹介したい。

解釈指針委員会関連の公開議論については、すべて以下のページで公開しているため、過去の議論や最新の状況に興味のある方はご参照いただきたい。

<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IFRIC-Projects/Pages/IFRIC-activities.aspx>

① IAS第19号—制度改定・縮小等における再測定：重要な市場変動

詳細は前号をご参照いただきたい。11月の委員会では「重要な市場変動」に関して議論した結果、潜在的影響が大きいことから、今回改訂の対象には入れないこととなった。重要な市場変動に関する実務的影響については個人的にも懸念していたところ、今回の結論は現実的な方向での提案につながったと思う。

今回の議論を踏まえた改訂案を用意し、ボードへの提案を行う予定である。

② IFRIC第14号：返還の権利の利用可能性

英国の一部の年金制度では、信託契約上の受託者が、（企業の同意なしに一方的権限で）制度を閉鎖・清算したり加入者への給付を増額したりできる場合がある。この場合のIFRIC第14号における「返還の権利」について継続議

論していたが、9月の委員会で、改訂提案への委員会の同意を得た。給付増額等の制度改訂や清算が起こったときの過去勤務費用や清算損益の取扱いとアセットシーリングとの関係性も明確化する方向である。

現在はボードへの提案に向けて準備中である。

③ IAS第19号：長寿スワップ

長寿スワップという英国の年金制度が一部使用している資産のIAS第19号での取扱いという新規論点を11月の解釈指針委員会で議論した。論点としては興味深いのが、現状では一般的な論点とはいえ、アジェンダリジェクションの仮決定とした。

④ IAS第12号「法人所得税」：不確実な税務ポジションの測定

もともとは特定の場合の「認識」に関する論点から解釈指針委員会で議論を開始したが、そちらの論点は既にアジェンダ決定が最終化されている。

この論点も過去にIASBでも議論されたことのある歴史の長い論点であり、影響も大きくかなりの議論や困難が予想される。11月の委員会では、プロジェクトスコープ、会計単位、測定アプローチなどを分析し、IAS第12号に対する解釈指針の作成を提案したところ、大筋合意を得ることができた。

スタッフとしてはひとまず解釈指針をドラフトすることになる。ジョイントプロジェクトでは勿論ないが、FASBスタッフともコミュニケーションし、彼らの経験はこちらのプロジェクトにも生かしたいと思っている。